

宇都宮市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月26日

宇都宮市監査委員 菊池 康夫

同 鈴木 公泉

同 馬 上 剛

同 長谷川 武士

令和7年度

定例監査報告書

令和8年3月

宇都宮市監査委員

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査
同法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査対象部局等

(1) 定例監査〔部局〕7部局56課室等（2年一巡）

部局	課室等
市民まちづくり部	みんなでまちづくり課，地区市民センター（平石，清原，横川，城山，国本，豊郷，河内），生活安心課，市民課，多文化共生推進課
消防局	総務課，予防課，警防課，通信指令課
都市整備部	都市計画課，NCC推進課，市街地整備課，景観みどり課，建築指導課，住宅政策課，公園管理課，東部区画整理事業課，西部・北部区画整理事業課
保健福祉部	保健福祉総務課，生活福祉第1課，生活福祉第2課，高齢福祉課，障がい福祉課，保険年金課，保健所総務課，健康増進課，保健予防課，生活衛生課，衛生環境試験所
上下水道局	経営企画課，企業総務課，お客さまサービス課，技術監理室，工事受付センター，水道管理課，水道建設課，下水道管理課，下水道施設管理センター，下水道建設課，水質管理課
理財部	管財課，契約課，税制課，納税課，市民税課，資産税課
魅力創造部	都市ブランド戦略課，スポーツ都市推進課，文化都市推進課，観光MICE推進課

(2) 定例監査〔出先機関等〕

ア 小・中学校（4地域学校園）13校（8年一巡）

〈所管：教育委員会事務局学校管理課〉

地域学校園	対象校
上河内	上河内中学校，上河内東小学校，上河内西小学校，上河内中央小学校
古里	古里中学校，白沢小学校，岡本北小学校
田原	田原中学校，田原小学校，田原西小学校
河内	河内中学校，岡本小学校，岡本西小学校

【うち本監査対象】4校

上河内西小学校，岡本北小学校，田原西小学校，河内中学校

イ 小・中学校以外の出先機関等 3 1 出先機関等

部局	所管課	対象出先機関等
市民 まちづくり部 (※教育委員会 事務局)	みんなで まちづくり課 (※生涯学習課)	宝木出張所, 陽南出張所, 駅東出張所, バンバ出張所, 宇都宮市民プラザ, 中央市民活動センター(※中央生涯学習センター) 東市民活動センター (※東生涯学習センター) 西市民活動センター (※西生涯学習センター) 南市民活動センター (※南生涯学習センター) 北市民活動センター (※北生涯学習センター)
	生活安心課	消費生活センター, 計量検査所
	市民課	パスポートセンター
保健福祉部	保健所 健康増進課	保健センター
消防局		中央消防署, 東消防署, 西消防署, 南消防署 (※所管する9分署を含む。)
上下水道局	水道管理課	配水管理センター, 松田新田浄水場, 今市浄水場
	水質管理課	水質検査センター

※各生涯学習センターは, 市民活動センターが監査対象となる年度に併せて実施する。

【うち本監査対象】 2 出先機関等

西市民活動センター (西生涯学習センター), 西消防署宝木分署

3 監査対象期間及び実施期間

(1) 定例監査 [部局]

部局	監査対象期間	監査実施期間
市民まちづくり部	令和 7年 4月 1日から 令和 7年 8月31日まで	令和 7年 9月25日から 令和 7年10月30日まで
消防局	令和 7年 4月 1日から 令和 7年 8月31日まで	令和 7年10月10日から 令和 7年11月25日まで
都市整備部	令和 7年 4月 1日から 令和 7年 8月31日まで	令和 7年10月10日から 令和 7年11月26日まで
保健福祉部	令和 7年 4月 1日から 令和 7年 9月30日まで	令和 7年11月10日から 令和 7年12月24日まで
上下水道局	令和 7年 4月 1日から 令和 7年10月31日まで	令和 7年12月 9日から 令和 8年 1月28日まで
理財部	令和 7年 4月 1日から 令和 7年11月30日まで	令和 7年12月23日から 令和 8年 2月10日まで
魅力創造部	令和 7年 4月 1日から 令和 7年11月30日まで	令和 7年12月23日から 令和 8年 2月12日まで

(2) 定例監査 [出先機関等]

出先機関等	監査対象期間	監査実施期間
小・中学校	令和 7年 4月 1日から 令和 7年 7月31日まで	令和 7年 8月26日から 令和 7年10月 2日まで
小・中学校以外の 出先機関等	令和 7年 4月 1日から 令和 7年 7月31日まで	令和 7年 5月 1日から 令和 7年10月 2日まで

4 監査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第6条に基づき、本市の財務その他に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し正確であるかどうか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施した。

5 監査項目

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) 服務
- (7) 施設の管理運営

6 重点的に監査する項目の設定

上記「5 監査項目」の(1)から(7)までに掲げた項目のうち、令和3年度から令和6年度までの指摘事項をリスクごとに分類し、その結果からリスクの発生する頻度、リスクの影響度及び内部統制の実効性を考慮し、今年度の定例監査において重点的に監査する項目を次のとおり設定した。

(1) 定例監査[部局]

重点項目	想定されるリスク例
・歳入調定（国・県補助金等、前年度収入未済額の繰越）の適正な事務処理について	・ 調定漏れ ・ 収入科目の誤り ・ 金額の誤り ⇒ 決算に影響

<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務（自課執行，長期継続契約）の適正な事務処理について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格の誤り ⇒ 落札すべき入札者を失格にするなど入札結果に影響 ・ 予定価格の誤り ⇒ 落札者を誤るなど入札結果に影響
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金・郵便切手等の適正な管理及び取扱いについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受払簿の記載誤り ⇒ 現金・郵便切手等の管理状況に影響 ・ 現金・郵便切手等の不十分な保管・管理 ⇒ 紛失，盗難の恐れ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員のサービスの管理について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請，出勤簿の記載誤り ⇒ 給与・手当の支給額に影響

(2) 定例監査[出先機関等]

重点項目	想定されるリスク例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金・郵便切手等の適正な管理及び取扱いについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受払簿の記載誤り ⇒ 現金・郵便切手等の管理状況に影響 ・ 現金・郵便切手等の不十分な保管・管理 ⇒ 紛失，盗難の恐れ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員のサービスの管理について(小・中学校のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請，出勤簿の記載誤り ⇒ 給与・手当の支給額に影響

7 監査方法

(1) 定例監査[部局]

はじめに，予備監査として，あらかじめ提出された関係書類をもとに照合等を行った上で財務等に関する事務の執行について関係職員から説明を受けた。次に，本監査として，関係職員の出席を求め，予備監査の結果等を踏まえ，事務事業の執行等についての聴取と質疑等を行った。

(2) 定例監査[出先機関等]

ア 小・中学校については，はじめに，対象の13校全てに対して予備監査として，あらかじめ提出された関係書類をもとに照合等を行った上で関係職員の出席を求め，財務等に関する事務の執行についての説明を聴取した。さらに，指摘事項の有無，現金，物品及び施設の管理状況について実査の必要性の有無及び近年の本監査実施の有無などの視点から本監査対象校4校を選定し，現金及び物品の管理状況の実査を行った。次に，本監査において，予備監査の結果等を踏まえ，学校施設の管理運営状況及び事務事業の執行等について現地で説明を聴取し，質疑等を行った。

イ 小・中学校以外の出先機関等については，はじめに，対象の31出先機関等全てに対して予備監査(一次)として，施設の管理運営状況等についての調査を行い，その中で，指摘事項の有無，現金，物品及び施設の管理状況に

ついて実査の必要性の有無及び近年の本監査実施の有無などの視点から本監査対象出先機関等を2出先機関等選定した。次に、予備監査(二次)として、現金及び物品の管理状況の実査を行い、本監査において、施設の管理運営状況及び事務事業の執行等について現地で説明を聴取し、質疑等を行った。

8 監査の結果

(1) 指摘事項の概要

令和7年度の結果を前回と比較すると、指摘件数の合計は23件から61件に増加した。項目別では、契約事務に関する指摘事項が大幅に増加した。

監査項目	指摘事項	
	令和7年度 (◎は、重点項目)	前回 (※)
予算の執行	なし	なし
収入事務	12件 ◎調定の歳入科目誤り ◎現金出納簿の金額記載漏れ ◎現金出納簿の金額記載誤り ◎現金の払い込み遅延 ・徴収簿の記載漏れ	7件 ・調定の歳入科目誤り ・調定の金額誤り ・現金出納簿の金額記載誤り ・前年度収入未済分の繰越調定漏れ
支出事務	10件 ・旅費の算定誤り ・補助金の算定誤り ・時間外勤務手当の支給漏れ ・支出負担行為決議書の作成漏れ	4件 ・支出負担行為決議書の作成漏れ ・時間外勤務手当の支給漏れ
契約事務	36件 ◎予定価格調書の作成漏れ ◎予定価格調書の金額記載誤り ◎予定価格調書の公印押印漏れ ◎選考委員会未付議の事業者に対する指名通知書送付	6件 ・予定価格調書の公印押印漏れ ・契約における会計年度誤り ・長期継続契約の適用誤り ・長期継続契約に係る契約書の不備
財産管理 事務	3件 ・備品台帳の未作成等 ◎郵便切手等受払簿の記載誤り ◎ICカード受払簿の記載誤り	3件 ・郵便切手等受払簿の記載誤り
サービス	なし	3件 ・年次休暇簿承認印の押印漏れ
施設の 管理運営	なし	なし
計	61件	23件

※ 令和7年度対象部局の前の結果を記載している。

(2) 指摘事項の内容 (「◎」は重点項目)

ア 予算の執行

指摘事項に該当するものは認められなかった。

イ 収入事務

◎(ア) 調定時の歳入科目誤り

歳入を収入しようとするときは、地方自治法、同法施行令及び宇都宮市会計規則の規定により、適正に調定しなければならないが、自動販売機設置使用料の歳入科目について、使用料及び手数料で調定すべきところ、諸収入で調定していた。

(障がい福祉課 1件)

◎(イ) 調定時の歳入科目の誤り

歳入を収入しようとするときは、地方自治法、同法施行令及び宇都宮市会計規則の規定により、適正に調定しなければならないが、土地転貸借契約に基づく土地賃貸料の歳入科目について、諸収入で調定すべきところ、使用料及び手数料で調定していた。

(観光M I C E推進課 4件)

◎(ウ) 現金出納簿の記載漏れ及び金額記載誤り

現金については、現金出納簿に記載理由発生の都度、適正に記載しなければならないが、物品販売に係る収益について、記載していなかった。また、金額を誤って記載していた。

(経営企画課 3件)

◎(エ) 現金出納簿の金額記載誤り

現金については、現金出納簿に記載理由発生の都度、適正に記載しなければならないが、情報公開請求に係る費用について、金額を誤って記載していた。

(企業総務課 2件)

◎(オ) 現金の払い込み遅延

収納した現金については、宇都宮市会計規則の規定により、定められた期間内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金について、1月以内分を取りまとめて払い込むべきところ、払い込んでいなかった。

(田原西小学校 1件)

(カ) 徴収簿の記載漏れ

徴収簿については、宇都宮市会計規則の規定により、歳入を調定したときは、徴収簿に納入義務者の住所、氏名、収入金額その他必要な事項を記載しなければならないが、宇都宮市移住支援金返還について、納入義務者の住所を記載していなかった。

(都市ブランド戦略課 1件)

ウ 支出事務

(ア) 旅費の算定誤り

旅費の支給については、宇都宮市一般職の職員の旅費に関する条例の規定により、最も経済的な通常の経路により計算することとなっているが、用務地に最も近い駅を最寄り駅とすべきところ、最寄り駅の選定を誤って交通費を計算したことにより、過払いがあった。

(生活安心課 1件)

(イ) 補助金の算定誤り

雨水貯留施設等設置費補助金については、宇都宮市上下水道局雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱に基づき適正に算出し、補助額を決定しなければならないが、算定方法を誤り、過大な金額で交付決定し、支出していた。

(工事受付センター 1件)

(ウ) 時間外勤務手当の支給漏れ

時間外勤務手当の支給については、宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例の規定により、適正に支給しなければならないが、命令に基づき正規の勤務時間外に勤務したにもかかわらず、申請手続きがされていなかったため、時間外勤務手当を支給していなかった。

(健康増進課 2件)

(衛生環境試験所 2件)

(企業総務課 2件)

(文化都市推進課 1件)

(エ) 支出負担行為決議書の作成漏れ

歳出予算の執行については、宇都宮市予算規則の規定により、支出負担行為決議書を作成しなければならないが、宇都宮市公園愛護会補助金について、交付決定したにもかかわらず、作成していなかった。

(公園管理課 1件)

エ 契約事務

◎(ア) 予定価格調書の作成漏れ

予定価格調書については、宇都宮市契約規則の規定により、市長が認めた場合は作成を省略することができるが、一者随意契約による建物等小破修繕については、該当しないにもかかわらず、作成を省略していた。

(東部区画整理事業課 8件)

(西部・北部区画整理事業課 23件)

◎(イ) 予定価格調書の金額記載誤り

予定価格調書については、宇都宮市契約事務取扱規程の規定により、予定価格を定めたときは、予定価格調書に予定価格から消費税額及び地方消費税額を除いた額(以下「比較価格」という。)を併せて記載しなければならないが、比較価格に税抜価格を記載すべきところ、税込価格を記載していた。

(消防局総務課 1件)

◎(ウ) 予定価格調書の金額記載誤り

予定価格調書については、宇都宮市契約事務取扱規程の規定により、予定価格を定めたときは、予定価格調書に予定価格から消費税額及び地方消費税額を除いた額(以下「比較価格」という。)を併せて記載しなければならないが、比較価格を誤って記載していた。

(観光MICE推進課 1件)

◎(エ) 予定価格調書の公印押印漏れ

予定価格調書については、適正に作成されなければならないが、公印が押印されていなかった。

(消防局総務課 1件)

(スポーツ都市推進課 1件)

◎(オ) 選考委員会未付議の事業者に対する指名通知書送付

業務委託に係る業者の指名及び決定については、宇都宮市物品購入等及び業務委託契約事務処理要領の規定により、入札参加審査委員会及び入札参加選考委員会に付議しなければならないが、委員会に付議していない業者に対し、誤って指名通知書を送付していた。

(管財課 1件)

オ 財産管理事務

(ア) 備品台帳の未作成等

備品については、宇都宮市物品管理規則の規定により、取得した備品を受け入れるときは、備品台帳を作成し、記録するとともに、備品受入払出申請書により管財課長に通知しなければならないが、フードプロセッサー（給食用）について、備品台帳の作成及び記録、並びに備品受入払出申請書による管財課長への通知が行われていなかった。

(岡本北小学校 1件)

◎(イ) 郵便切手等受払簿の記載誤り

郵便切手については、郵便切手等受払簿により適正に管理しなければならないが、払出高枚数及び現在高枚数を誤って記載していた。

(保健所総務課 1件)

◎(ウ) ICカード受払簿の記載誤り

ICカード（トトラ）については、ICカード受払簿により適正に管理しなければならないが、払出高及び現在高を誤って記載していた。

(障がい福祉課 1件)

カ 服務

指摘事項に該当するものは認められなかった。

キ 施設の管理運営

指摘事項に該当するものは認められなかった。

意見及び要望

令和7年度定例監査における意見及び要望は、次のとおりである。

1 内部統制機能の一層の強化等について

今年度の指摘件数は、対象とした部局を監査した前回と比較すると23件から61件に増加した。項目別では、契約事務に関する指摘件数が大幅に増加した。誤りの内容としては、小破修繕における予定価格調書の作成漏れ、時間外勤務手当の支給漏れが複数の課で見られ、件数も多かった。

こうした事務処理誤り等の要因としては、職員の関係法令や根拠等の理解不足や認識誤り、不注意及び各階層のチェック不足などが挙げられる。

各職員においては、誤りがあった場合のリスクや影響度を十分に理解し、漫然と前例踏襲を行わないよう、関係法令やマニュアル等を適宜確認するなど、根拠に基づいた適正な事務処理を徹底されたい。

管理監督者においては、業務執行過程におけるリスクを常に意識し、確実なチェックを行うことにより事務処理ミスの未然防止に努めるとともに、所属職員に対する適宜適切な指導を行うなど、組織全体で正確な事務処理の徹底を図られたい。特に、時間外勤務手当については、各職員の業務状況を的確に把握し、支給漏れがないよう留意されたい。

さらに、内部管理部門においては、今回の監査で指摘の多かった予定価格調書の作成及びその省略要件などについての周知や、マニュアルの改訂など、実効性の高い再発防止策を講じるとともに、あらゆる機会を捉え、全部局への指導を徹底し、内部統制のより一層の強化を図られたい。

なお、契約事務については、社会状況の変化に的確に対応するとともに地域内産業の育成に資するよう、引き続き入札契約制度の調査研究に取り組まれたい。

2 各種施策事業の推進について

本市においては、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スーパースマートシティ」の具現化に向け、各種施策事業に取り組んでいる。

このような中、市民・事業者・団体・行政など多様な主体が連携した「共創」による取組が展開されており、今年度は、スポーツを核とした新たな事業創出を図るプラットフォーム「みやSOIP」や各種包括連携協定などの取組が見られた。引き続き、多様な主体が持つそれぞれの強みを生かし、新たな価値の創造や地域課題の解決につながる「共創のまちづくり」の更なる推進に努められたい。

近年、ライトライン沿線において人口の増加や地価の上昇など、様々な効果もたらされており、ライトラインのJR宇都宮駅西側への延伸が計画されている中、中心市街地やJR宇都宮駅西口周辺においては、民間による開発の動きが活発化している。引き続き、官民一体となって魅力ある都市拠点の形成に取り組まれたい。

本市の人口については、転入者数が転出者数を上回る社会増となっている反面、出生数の減少や死亡数の増加により自然減となっており、全体としては人口が減少している。また、本市の財政状況については、市税収入が堅調に伸びている一方で、人件費や扶助費の増により歳出も増加しており、限られた財源の中で事業に取り組む必要がある。

このような状況においては、少子化対策や移住定住の促進など人口対策に関する各種取組をより一層推進するとともに、今後の公共施設等のマネジメントに当たっては、市民への丁寧な説明を行いながら、老朽化対策や利活用の促進、あり方の検討に取り組まれない。

今後とも、財政基盤を強固とするため、市税収入などの自主財源や国・県による財源等の一層の確保に努めるとともに、事業の優先化、重点化を図りながら「未来への投資」を効果的かつ着実に進め、将来にわたって持続的に発展していくまちづくりに鋭意取り組まれない。